

財団法人 骨髄移植推進財団 第 11 回 常任理事会議事録

日 時： 平成 22 年 4 月 14 日（水）17：30～19：00

場 所： 廣瀬第一ビル 2 階会議室

出席理事： 理事長： 正岡 徹

副理事長： 齋藤 英彦、伊藤 雅治

常務理事： 平井 全

常任理事： 加藤 俊一、小寺 良尚、佐々木 利和、鈴木 利治、橋本 明子

陪 席 者： なし

事 務 局： 木村成雄(事務局長)、大久保英彦(広報渉外部長)、小瀧美加(移植調整部長)、
坂田薫代(ドナーコーディネート部長)、松園正人、塚谷典子(以上総務部)

傍 聴 者： なし

〔議 事〕

1．常任理事会の成立の可否

常任理事会の会議開始時、構成員 9 名のうち 8 名が出席、本常任理事会の成立が確認された。なお、会議開始後 1 名が参加した。

2．議長選出

寄附行為第 33 条第 6 項の規程により、正岡徹理事長が議長となった。

3．議事録署名人の選出

議長から寄附行為第 33 条第 7 項で準用する第 31 条の規程による議事録作成のため、議事録署名人 2 名の選出が諮られ、全員異議なく佐々木常任理事、平井常務理事を選出した。

4．前回議事録確認

第 10 回常任理事会の議事録について確認し、全員異議なくこれを了承した。

5．審議・確認事項（敬称略）

（1）骨髄採取認定施設に対する感謝状の贈呈について（案）

坂田ドナーコーディネート部長より、標題の審議事項について資料に基づき以下のような説明があった。

昨年、現場の医師から標題の件について希望があったため、認定施設と調整医師に対する感謝状の贈呈について検討を行った。

骨髄移植認定施設に対して感謝状を贈呈する目的は、骨髄バンク事業の推進に協力・貢献している施設側への感謝の意を示すとともに、骨髄採取に対するモチベーションの向上を図るためである。

感謝状の発出者は、財団理事長としたい。なぜなら、発出者を厚生労働大臣名とする場合

は、省に対する予算要求・発出基準の明確化・要項などが必要となり、昨今の国の緊縮財政の中、実現は困難と思われるためである。

本表彰は、骨髄バンク事業に対する貢献度が高い施設に対して行う。骨髄バンク事業に対する貢献とは、継続年数・骨髄採取受け入れ状況・基準の遵守において、相当の実績を有することをいう。基準の遵守とは、財団が規程している採取、移植に係る報告書の提出、採取マニュアル等が守られているかについて審査を行う。

本表彰は、年度表彰とする。近年、コーディネート件数の大幅な増加に伴い、認定施設の骨髄採取の受け入れが困難となっており、さらにドナー指定から骨髄採取までのコーディネート期間が昨年は前年に比べて3日延長した現状を踏まえて、当該年度において貢献度の高い施設に対して感謝状を贈呈することとする。

選考方法は、各地区事務局代表者が地区代表協力医師と相談の上、当該年度に特に貢献度の高い施設を選定する。

各地区の表彰施設数は、認定施設数の多い関東地区のみ5施設とし、中部、近畿、中四国については各3施設、北海道、東北については各2施設とする。ただし、地区の事情によって若干の増減は可能とする。

貢献度については以下の諸要素を総合的に考慮する。当該年度の採取件数が12件以上（目安）であること（採取に至らないが受け入れた件数を考慮する）。当該年度において前年度より著しく増えたなど、地域の骨髄採取に対する貢献度が高かった施設。移植件数より採取件数が著しく多い施設。その他、年末年始、年度末等、受け入れ不足の時期に積極的に採取を受け入れた施設や地域（例：県単位）で中心的に採取を担った施設（地域のNo.1）。

表彰状贈呈までのスケジュールは、4月に前年度の受け入れ・活動状況を確認、5月に各地区で選考を実施、6月に感謝状を当該施設に送付して常任理事会で報告する。

経費は、21施設に表彰状を贈呈したとして、最大約15万円。

また、調整医師に対する感謝状の贈呈については、認定施設と同様、骨髄バンク事業協力への感謝の意を表すことと、モチベーションの向上を目的とし、発出者は財団理事長とする。

本表彰は、継続年数、確認検査面談および最終同意面談の受け入れ状況の実績において、骨髄バンク事業に対する貢献度が高い調整医師に対して行う。

表彰は年度表彰とし、各地区事務局代表者が地区代表協力医師と相談の上選定する。

各地区の表彰は、関東地区のみ10名とし、中部、近畿、中四国については各5名、北海道、東北については各3名、計36名を表彰する。ただし、地区の事情を鑑み、増減は可能とする。

経費は、最大36名を表彰したとして約3万5000円。

なお、財団の設立20周年記念などの際に行う記念表彰については、記念事業として別途検討する予定。

以上の説明のあと、質疑、応答が行われた。本来、認定施設や調整医師は、骨髄バンク事業を財団と共同で行う立場であるため表彰という形式は本来適切ではない、という意見も出されたが、結果的に施設や現場の医師の方々の骨髄バンク事業に対する意識を向上することになることから、本案は異議なく原案どおり了承された。

（主な意見等）

小寺 本来、骨髄バンク事業というのは、財団と認定施設、調整医師が共同で行う

という認識でいる。認定施設と調整医師の立場を考えると、財団が表彰するということに対して違和感がある。

齊藤 施設の中での医師の立場はよくなると思う。

加藤 表彰状は誰に対して送るのか。

坂田 施設長か、診療科に対してか、審議をお願いしたい。

加藤 施設に対して表彰状が贈呈されれば現場の医師たちが活動しやすくなる。施設長に対して表彰状を贈呈すればいい。現場の担当医師に表彰状を贈呈しても施設長が知らなければ意味がない。貢献度を判断する要素は全件満たす必要はあるか。

坂田 全件満たす必要はないと考える。地区によって事情は異なるからである。

(2) 高年齢者の継続雇用制度に備えた就業規程の改正について

木村事務局長より、標題の審議事項について資料に基づき以下のような説明があった。

平成 18 年 4 月の高年齢者雇用安定法の施行により、当財団は 62 歳の定年退職後に引き続き勤務を希望する場合は再雇用する旨、就業規程の改正を行ってきた。

しかし、高年齢者雇用安定法第 9 条第 2 項により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準については、労使協定によって定めることになることから、今般、就業規程にその旨を明記するものである。

ハローワークの手引きによると、継続雇用に際しては、本人の希望がある場合、出勤率、健康上、業務遂行に問題がないこと、その他の基準を例示している。

当財団としては、労使間の協定で基準を定めることとしたい。

このため、就業規程の第 15 条「定年後の継続雇用」の条項については、従来の「職員が、定年退職後も引き続き財団に勤務することを希望する場合は、再雇用する」という内容を以下のように改定したい。

第 15 条 前条の規定にかかわらず、高年齢者雇用安定法第 9 条第 2 項に基づく労使協定の定めるところにより、定められた基準に該当する者は再雇用する。

2 再雇用は原則 1 年単位の契約とし、前項に準じて反復更新するものとする。

以上の説明のあと、質疑、応答が行われ、本案については原案どおり異議なく了承された。

(主な意見等)

加藤 財団の労働組合は今現在、あるのか。

木村 労働組合はある。しかし、労使協定の対象としては、従業員の過半数が構成員にならないと認められない。この場合は、各事業所の従業員の過半数を代表する者と労使協定を結ぶことになる。

加藤 今年、該当者はいるのか。

木村 来年以降、発生する予定である。

(3) 割増賃金率に関する職員給与規程の改正について

木村事務局長より、標題の審議事項について資料に基づき以下のような説明があった。

時間外労働の割増賃金率等に関して労働基準法が改正された(平成22年4月1日施行)ことから、前回の常任理事会でご承認いただいたとおり、当財団では「就業規程」「職員給与規程」の改正を実施したところであるが、超過勤務手当の支給割合の規程条文への記載について労働基準監督署より指導があったことから、職員給与規程に条文を追加したい。

「時間外労働の限度基準」(平成10年労働省告示第154条:限度基準告示)により、1ヶ月45時間を超えて時間外労働を行う場合には、予め労使間で特別条項付の協定を締結する必要があるが、今回新たに、特別条項付の時間外労働協定では、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること、の率は法定割増賃金率(25%)を超える率とするように努めること、月45時間を超える時間外労働をできる限り短くするように努めること、が必要となった。

当財団では、45時間以上60時間未満の場合の割増賃金率は、45時間未満と同様の25%であるため、職員給与規程の第16条「超過勤務手当」の条項に「時間外労働に対する割増賃金率は、正規の勤務時間外の勤務が1ヶ月60時間以下の場合には25%とする」旨を明記する。

以上の説明のあと、原案は異議なく了承された。

(主な意見等)

伊藤 この規程は4月14日施行となっているが、どのような運用になるのか。

鈴木 労働基準法が改正された平成22年4月1日に準じて、4月1日からの時間外労働を計算し1ヶ月分の割増賃金の額を算出することになる。

正岡 4月1日以降の時間外労働をカウントするということである。

6. 報告事項等(敬称略)

(1) 平成21年度コーディネート等実績について

標題の報告事項について坂田ドナーコーディネート部長より資料に基づき以下のような説明があった。

平成21年度の国内における患者登録者数は2,018件、国内ドナーによる移植件数は1,214件、海外ドナーによる移植件数は5件、国内ドナーによる海外患者への移植件数は13件、計1,232件の骨髄移植が実施された。これは、前年度比で10%増となり、近年、同水準の増加傾向を見せている。

海外の提携バンクからの受領実績数については、韓国骨髄バンクから3件、全米骨髄バンク、台湾骨髄バンクからそれぞれ1件、計5件となっている。

また、国内ドナーから海外の提携バンクへの提供については、韓国骨髄バンクへの提供数をもっとも多く10件、全米骨髄バンク、香港骨髄バンク、ドイツ骨髄バンクへの提供がそれ

ぞれ1件で、計13件となっている。

平成21年度のコーディネート実績については、採取・移植に係る術前検診実施数、採取件数が前年度比10%増となっているが、初期の工程については開始シート送付・受理件数ともに前年度比5%増に留まっている。また、地区別に見ると、関東事務局の骨髄採取件数が399件とトップで全国の33%を占めており、ほか近畿地区、中部地区、九州地区と続く。

コーディネートの終了理由別に見た終了件数は、開始シートを送付した約2万3,500件のうち、初期段階の終了件数は60%を占め、このうちドナー理由で終了した件数は全体の70%、患者理由で終了した件数が30%となっている。ドナー理由で終了した件数を多い順で見ると、健康上の理由、都合つかず、連絡とれず、となっている。また、患者理由で終了した件数で多いのは順に、HLAミスマッチの不採用、HLAミスマッチ以外の不採用、他ドナー決定、となっている。コーディネートの早い段階でHLAのミスマッチ判定が行われていることがわかる。

また、ドナーの最終同意面談の後、患者の病状悪化のため終了した件数が、その時点での終了件数全体の30%を占めている。コーディネートの短縮化を図ることが課題と思われる。

次にコーディネート期間について。患者の患者登録日から移植日までのコーディネート期間の全国の中央値は142日間、ドナーに確定した日から採取までのコーディネート期間の全国の中央値は124日間となっている。地区別平均値を見ると、中四国地区が115日間ともっとも短い。

平成15年度から平成21年度までのコーディネート期間の中央値の推移は、患者登録日から移植日までが前年度と同じ142日間、ドナー指定日から採取日までが前年度より3日増の124日間となっている。

平成21年度のドナー登録者数は、単年度登録者が3万3,859人となり、前年度比約4,000人減となった。また、累計ドナー登録者数は35万7,378人となっている。

(主な意見等)

鈴木 ドナーの終了理由の中で健康上の理由以外に、「住所不明」と「連絡とれず」とあるが、これはどのような経緯からか。

坂田 財団からコーディネートに関する書類を郵送しており、返送されない場合は督促状を出し、電話で問い合わせもしているが、それでも連絡が取れない場合が「連絡とれず」となる。また、郵送物が宛先不明で返送されてきた場合は「住所不明」となる。

鈴木 そのようなドナーを選定した結果連絡等に費やした時間は、患者にとって移植まで余分に待たせる結果になるのではないか。

正岡 そうしたドナーの扱いはどのようにしているのか。

坂田 1週間から10日間は待つことにしている。1ヶ月に3、4回はコンタクトするようにしているが、連絡が取れない場合は「保留」の扱いになる。また、年に2回骨髄バンクニュースを送付しており、その中に「住所変更のお願い」を同封している。毎年、このようなケースが一定数ある。

鈴木 「都合つかず」というのは、どのような事情か。

坂田 子供が小さいために家を開けられない、仕事が忙しくて休めない、等の理由による。

小寺 コーディネート期間について。採取・移植工程の「計画書判定」の期間が中四国地区の場合、ほかと比較して長くなっている。コーディネート全般の成績は地区の中でもトップなのに、どのような理由によるものか。移植・採取施設の調整に要する期間

か。

坂田 計画書判定の段階では、施設の調整は終了している。通常、最終同意面談前、つまり採取日の1ヶ月前に移植、採取施設の調整は終了しているため、施設の調整に要した時間ではない。この原因については、調査してご報告する。

小寺 中四国地区のコーディネート期間が短い理由はなにか。

坂田 中四国地区は採取施設1施設当たりの採取受け入れが他の地区より少なく、比較すると若干施設に余裕があること、また、医師の日程調整に対する意識が高いこと、等の理由が考えられる。ただし、地域により偏りはある。

正岡 ドナー登録者数が減少しているが。

大久保 登録年齢制限の55歳以降の取消が増えていることが理由と考えられる。

加藤 神奈川県でドナー登録者へのアンケート調査報告があり、献血併行型以外のドナー登録者で登録理由を見ると、「財団のホームページを見て登録しようと思った」という回答はほとんどなかった。献血併行型、献血ルームも含めて、一度、登録理由を調査してほしい。

患者の終了理由で「辞退」というのは、どのようなことか。

小瀧 移植をしたくなくなった、ということである。

加藤 それで「辞退」という表現でよいかどうか、疑問である。さい帯血にスイッチした患者は、何名なのか。

小瀧 骨髄バンク登録患者約1,800人を対象に、登録後2年間の動向を調査したところ、5%から6%、約100人前後がさい帯血バンクにスイッチし、58%が骨髄移植を行ったという結果になった。

正岡 ドナー登録者がどの媒体を見てドナー登録をしようと思ったか、調査してほしい。これまで何度もお願いしているが、調査結果によっては今後の広報活動に影響があると思われる。広報活動の費用対効果を計測してほしい。

鈴木 加藤理事が参加された会議の調査報告では、ドナー登録のきっかけは、なにが一番多かったか。

加藤 「ドナー登録のチラシを見て」、「県のたよりを見て」、「イベントでのドナー登録会にたまたま遭遇して」、「テレビでみて」という理由が多かった。

橋本 「ドナー登録しようと思ったきっかけ」と「ドナー登録をした機会」は別のことである。ドナー登録をした機会がイベントであっても、登録しようと思ったきっかけは、2、3年前のACの広告かもしれない。

加藤 CM等、マスメディアで大きくアドバタイズして少しずつしぼり込んでいくという方法は、全米骨髄バンクの手法としても知られている。骨髄バンクを国民に一度は知ってもらおう戦略をとるべきである。

正岡 「ドナー登録をしようと思ったきっかけ」と「ドナー登録をした機会」について調査してほしい。

(2) コーディネーター養成研修会受講者の認定委嘱審査手続きについて

坂田ドナーコーディネート部長より、標題の報告事項について資料に基づき以下のよう
な説明があった。

コーディネート件数の増加や、扶養控除範囲内での活動希望による活動件数の制限など

により、コーディネーター数が不足している地域を対象に、本年1月からコーディネーター養成研修会を実施している。

コーディネーターの新規認定委嘱については、「コーディネーター委嘱審査会議」において審査を行い、委嘱日を5月1日として以下のとおり進める予定。

審査内容は、コーディネーター開講式、地区事務局研修会、実地研修、中間試験、修了試験、地区事務局の評価等をもとに総合的に審査を行う。

審査委員は、小林正夫先生（中四国地区代表協力医師）、大木桃代先生（中央スーパーバイザー、文教大学教授）、財団内部から平井全常務理事、木村成雄事務局長、坂田薫代ドナーコーディネーター部長の計5名。

この審査結果を5月常任理事会において報告する予定。

対象者は、東北地区1名、関東（新潟、長野）2名、中部5名、近畿11名、中四国2名、九州8名の計29名。

コーディネーター認定委嘱審査会は、平成22年4月16日に実施、開講式は、平成22年4月30日、大阪にて実施。コーディネーターの委嘱（予定）は平成22年5月1日。（ただし、この時点で所定回数の実地研修が未修了の場合は、全過程終了後の委嘱となる）

（3）調整医師の新規申請・承認の報告

坂田ドナーコーディネーター部長より、標題の報告事項について資料に基づき以下のような説明があった。

平成22年3月4日～平成22年4月6日の期間で、10名の医師が新規に申請され承認された結果、調整医師総数は931名となった。

（4）2010年骨髄バンク全国大会について

大久保広報渉外部長より、標題の報告事項について、資料に基づき以下のような説明があった。

「骨髄バンク推進全国大会」は、骨髄バンク事業に関わる方々への感謝の意を表す機会として、ドナーをはじめ、患者、一般の方々に幅広く参加を呼びかけ、参加者が主体的に今後の骨髄バンク事業を考える場としたい。また、地方での普及啓発を強化するため開催地の検討を行い、外部の有識者やボランティア団体の方々などが参加する開かれた実行委員会により、大会の内容、運営方法などを検討することとしたい。

開催は、平成22年9月12日（日）13時～15時30分。会場は新潟市民プラザ（ホール）を予定している。なお、当日の午前中に地区普及広報委員研修会を実施する予定。

主催は、財団法人骨髄移植推進財団・骨髄バンク推進全国大会実行委員会。

後援予定は、厚生労働省、日本赤十字社、日本さい帯血バンクネットワーク、日本造血細胞移植学会、NPO法人 全国骨髄バンク推進連絡協議会、等。

出席者は一般市民（ドナー・患者を含む）、ドナー登録者、骨髄バンク事業関係者等、約500人を予定している。

実行委員会（案）は、新潟県内の骨髄バンクボランティア団体および関連団体等。

実行委員会は新潟市内で開催の予定（4回程度）。

（5）募金報告

大久保広報渉外部長より、標題の報告事項について、資料に基づき以下のような説明があった。

平成 21 年度の募金実績は 10,565 件で、約 1 億 3,950 万円という結果になった。前年度比、件数にして 128 件減、金額にして約 1,000 万円の減収となった。寄附の内訳を前年度比で見ると、一般個人寄附が 858 万円減、一般団体寄附が 359 万円増、賛助会員個人が 82 万円減、賛助会員団体が 50 万増、患者負担金支援基金への個人寄附が 370 万円減、同基金団体寄附が 96 万円減、合計で約 1,000 万円の減収となった。

(6) 田中美絵子衆議院議員への対応について

平井常務理事より、標題の報告事項について、資料に基づき以下のような説明があった。

民主党の田中美絵子衆議院議員が公益法人の事業仕分けの調査のため、当財団に来所したので、以下のとおり報告する。

平成 22 年 4 月 8 日(木) 16 時 15 分から 17 時まで、田中美絵子衆議院議員、池田東一郎氏(池田元久衆議院議員政策秘書)、フジテレビ取材陣が来所した。財団は、平井常務理事、木村事務局長、大久保広報渉外部長、坂田ドナーコーディネーター部長、小瀧移植調整部長、松園総務部参事が対応した。

田中議員から、民主党の政府事業仕分けの一環として、当財団を調査するためヒアリングしたいとの趣旨説明があり、財団の事業概要について質問があった。私、平井より骨髄バンク事業の概要、および当財団の今後の課題である、移植率の向上、末梢血幹細胞移植の導入、骨髄液の凍結の検討、患者負担金の軽減・解消、さい帯血バンクとの協業、検体保存事業の継続について説明した。

次に、田中議員から、予算と国庫補助金の使途について質問があり、松園総務部参事が、平成 22 年度一般会計収支予算、平成 22 年度補助金予算について説明した。

さらに、常勤役員の中で国家公務員出身者の有無、出身官庁、勤続年数、待遇について質問があり、私、平井が回答、木村事務局長から月給 82 万 5,000 円、賞与 4.15 ヶ月であると回答した。

また、国家公務員出身の非常勤役員の有無、報酬について質問があり、木村事務局長から伊藤副理事長と麻生福岡県知事が該当し、無報酬であると回答した。田中議員から、常務理事の業務内容について質問があり、私、平井が諸事全般であると回答した。

その後、フジテレビの報道で「仕分け調査員」の調査の様子について、匿名ではあったが財団での調査の様子が放映されたが、国家公務員出身の常勤役員の給与と賞与に関する回答の部分のみがピックアップされ放映された。

さらに日刊ゲンダイでは、財団の実名と私、平井の実名入りで記事が掲載され、先般の補助金 2 割カットにまつわる天下り O B の進退問題に触れていた。今後は、公益法人の事業仕分けに選定されるかどうか、注視していきたいと考えている。

(主な意見等)

正岡 こういった取材に関しては、常務理事本人ではなく、ほかの理事が対応するほうがいいだろう。当事者が答えるべきことではない。

橋本 全国協議会の役員が日刊ゲンダイの記事の中で財団を批判する証言をしている。協

調してバンク事業を支える目的のボランティア団体と認識しているが、批判的な証言をするのはなぜか？

正岡 財団としては、全国協議会と関係を修復したいと考えている。

加藤 全国協議会と協調しながら事業を進めるべきだと考える。

(7) 橋本常任理事のNHK交響楽団演奏会ご招待について

橋本常任理事より標題の報告事項について、資料に基づき以下のような説明があった。

ノバルティスファーマ株式会社のご好意により、1,000組2,000人を無料で招待する「ノバルティス クラシック スペシャル N響コンサート 2010」が、5月21日(金)午後5時より、NHKホールにて開催されることになった。これに、骨髄バンクの関係者を計40名ご招待させていただきたい。

(8) その他

小瀧移植調整部長から、日本輸血細胞治療学会・理事長からの同学会におけるアフエレーシスナース認定に当たっての協力依頼について報告があり、具体的にどのような内容で協力体制をとるのか確認をした上で、検討することとなった。

7. 今後の予定

今後の日程について、以下のとおり開催することが確認・決定された。

「第13回常任理事会」 6月16日(水)17:30～

「第39回通常理事会」 6月30日(水)13:00～